

岩手県告示第285号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和2年4月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和2年4月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 宝来工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市津軽石第9地割6番地
 - ウ 代表者の氏名 寶來佑好
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第180号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年4月1日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和2年3月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社水戸钣金工業
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市上中島町四丁目3番6号
 - ウ 代表者の氏名 水戸祥美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第3448号
 - (3) 処分の内容 钣金工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年3月27日付けで钣金工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和2年3月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 川村設計事務室
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下太田榊48番地18
 - ウ 代表者の氏名 川村省三
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第8357号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年3月23日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和2年3月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社田村組
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上飯岡15地割83番地1
 - ウ 代表者の氏名 田村貞二
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第8376号
 - (3) 処分の内容 左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造工事業、鉄筋工事業、钣金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関

する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年3月11日付けで左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和2年3月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社宮守興業

イ 主たる営業所の所在地 遠野市宮守町上宮守13地割26番地11

ウ 代表者の氏名 多田幸七

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第9309号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年3月19日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和2年3月24日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社サンテック

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市稲荷町16番38号

ウ 代表者の氏名 襲主実

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第9835号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年3月23日付けでとび・土工工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和2年4月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 葛建工務店

イ 主たる営業所の所在地 滝沢市岩手山273番地11

ウ 代表者の氏名 里見太

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第20755号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年3月27日付けで建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和2年3月11日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社及川鐵工所

イ 主たる営業所の所在地 花巻市西宮野目第13地割108番地17

ウ 代表者の氏名 及川勝良

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第40030号

(3) 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年3月10日付けでタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 令和2年4月8日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社金澤電気工業所

イ 主たる営業所の所在地 一関市桜木町6番12号

ウ 代表者の氏名 金澤英治

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第70071号

(3) 処分の内容 管工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年4月1日付けで管工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 令和2年3月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 横田型枠

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町船越第22地割27番地2

ウ 代表者の氏名 横田裕

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第120056号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年3月6日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。